平成２３年（フ）第１５８号
広島県三原市港町３丁目21番30号
債務者　桑田　守朗
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
愛媛県新居浜市宇高町３丁目12番55号
債務者　永田　浩一
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１６０号
愛媛県四国中央市豊岡町岡銅甲674番地１
債務者　秋山美恵子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１６１号
愛媛県新居浜市岸の上町２丁目３番38号
債務者　近藤　町子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第８６号
福岡県直方市大字下境3978番地63、申立時住所福岡県直方市大字感田2280番地７
債務者　永冨　賢平
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第９０号
福岡県直方市大字頓野1296番地４
債務者　小石川博幸
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第９３号
福岡県宮若市本城283番地
債務者　新里　翔太
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１０３号
福岡県直方市大字頓野2104番地16
債務者　早川　桃代
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１０６号
福岡県直方市大字頓野1478番地１
債務者　宮崎　博史
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第４９５号
大分県別府市石垣東８丁目５番30―202号
パル今橋
債務者　山崎　貴文（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４５８号
宮崎市堀川町50番地２　第一深川ビル202号
債務者　峯　　雅子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７７号
宮崎県日向市曽根町３丁目32番地
債務者　吉川　由香
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１８６号
宮崎県日向市大字平岩10790番地１
債務者　西河　　昇
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第８９号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町35番地４
債務者　笹元　慶仁
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第９０号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町35番地４
債務者　笹元　広美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第９９号
鹿児島県奄美市名瀬平田町30番３号、旧住所鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目31番20号チェリーヒルズ203号
債務者　野村　政之
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１７１号
鹿児島県垂水市錦江町１番地139　県住２―034
債務者　川崎いずみ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
鹿児島県志布志市志布志町安楽846番地３、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市吾平町上名6705番地１
債務者　福留　文明
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係